

教員養成セミナー1月号  
動画講義

12カ月完成  
教職・一般教養トレーニング  
合格PASSPORT

◆第4回◆教育原理  
西洋教育史、日本教育史

講師：吉野 剛弘

## テーマ1

# 日本教育史（東京都 2020年）

- (1) エレン・ケイの「児童の世紀」など教育に関する著作が翻訳された。欧米の新しい教育学説や教育思想が紹介されるようになり、児童中心主義の児童観が日本の教育界に影響を与え、児童の自由や自発性、個性などを重視する教育運動が展開された。
- (2) ハウスクネヒトが来日し、帝国大学に着任した。彼の講義後に広がったヘルバルト派の五段階教授法は、教師の管理のもとで国家によって定められた教育内容を五段階の手続に従って教える方法として受け入れられ、公教育の教授法の定型となっていた。
- (3) アメリカのコース・オブ・スタディなどを参考に、経験主義を基調とする学習指導要領が刊行された。子供の興味・関心・生活や地域社会を重視して、活動的・協力的な学習を組織しようとする学力観に基づく教育が開始された。
- (4) 系統主義、最新の科学的成果の反映、内容の構造化・高度化を重視する学習指導要領が告示された。この学習指導要領は、どのような教育内容でも、工夫することによってどの発達段階の子供にも教えることができるとするブルーナーの理論を基盤とした「教育内容の現代化」が重視された。

## テーマ1

# 日本教育史（東京都 2020年）

- (1) エレン・ケイの「児童の世紀」など教育に関する著作が翻訳された。欧米の新しい教育学説や教育思想が紹介されるようになり、児童中心主義の児童観が日本の教育界に影響を与え、**児童の自由や自発性、個性などを重視する教育運動**が展開された。
- (2) ハウスクネヒトが来日し、帝国大学に着任した。彼の講義後に広がった**ヘルバルト派の五段階教授法**は、教師の管理のもとで国家によって定められた教育内容を五段階の手続に従って教える方法として受け入れられ、**公教育の教授法の定型**となっていた。
- (3) アメリカのコース・オブ・スタディなどを参考に、**経験主義を基調とする学習指導要領**が刊行された。子供の興味・関心・生活や地域社会を重視して、活動的・協力的な学習を組織しようとする学力観に基づく教育が開始された。
- (4) 系統主義、最新の科学的成果の反映、内容の構造化・高度化を重視する学習指導要領が告示された。この学習指導要領は、どのような教育内容でも、工夫することによってどの発達段階の子供にも教えることができるとするブルーナーの理論を基盤とした**「教育内容の現代化」**が重視された。

## テーマ1

# 日本教育史（東京都 2020年）

## 教育方法の流行の変遷

### ◎ 明治10年代：開発教授

- ・ **ペスタロッチ**の「メトデー」がアメリカ経由で日本に入る（ただし内容はだいぶ変わってしまっていた）
- ・ アメリカの師範学校で学んだ**高嶺秀夫**や**伊沢修二**の尽力

### ◎ 明治20年代：ヘルバルト主義

- ・ 帝国大学教授**ハウスクネヒト**
- ・ ハウスクネヒトの教え子による師範学校を通じた普及
- ・ **ライン**の考え方が広まる

### ◎ ヘルバルト主義の形式的な普及→大正新教育へ

- ・ 欧米の新教育思想の存在

## テーマ1

# 日本教育史（東京都 2020年）

## 学習指導要領の変遷

### ◎ 1947（昭和22）年刊行

- ・ 「**試案**」としての学習指導要領  
「教師の手引き」としての存在：高い自由度のある教育課程
- ・ 問題解決学習やコアカリキュラムなどの進歩主義教育の実践の導入

### ◎ 1968（昭和43）年改訂

- ・ 欧米における「**教育内容の現代化**」運動の影響
- ・ 教育内容の充実（増加）が図られる：戦後最大の学習量に  
**ブルーナー**の考え方に従えば、「構造」（各教科の根本を構成するもの）が分かっているならば後に伸ばしていくのは難しくない

## テーマ2

# ▶ 日本教育史（大阪府 2020年）

- (1) 江戸時代の社会教育家で、心学をおこし、儒教道徳に仏教や神道の教えを加味して、町人を中心とする庶民の生活倫理を説いた。商業活動の正当性を強く訴えた『都鄙問答』を著した。
- (2) 江戸時代の儒学者で、教育の目的、順序、範囲などを考察し、女子教育の重要性を唱えた。教育書である『和俗童子訓』を著した。
- (3) 江戸時代に大坂で開業した蘭医で、蘭学塾である適々斎塾（適塾）を開き、福沢諭吉や橋本左内らを輩出した。
- (4) 江戸時代の儒学者で、上野忍ヶ岡の地に家塾を経営し、後継者の育成を期した。やがてその家塾は昌平坂学開所へと発展し、幕府直轄の学校として、各地の藩校のモデルとなっていた。著作として、『春鑑抄』がある。

## テーマ2

# ▶ 日本教育史（大阪府 2020年）

- (1) 江戸時代の社会教育家で、**心学**をおこし、儒教道徳に仏教や神道の教えを加味して、町人を中心とする庶民の生活倫理を説いた。商業活動の正当性を強く訴えた『**都鄙問答**』を著した。
- (2) 江戸時代の儒学者で、教育の目的、順序、範囲などを考察し、女子教育の重要性を唱えた。教育書である『**和俗童子訓**』を著した。
- (3) 江戸時代に大坂で開業した蘭医で、蘭学塾である**適々斎塾（適塾）**を開き、福沢諭吉や橋本左内らを輩出した。
- (4) 江戸時代の儒学者で、**上野忍ヶ岡の地に家塾を経営し**、後継者の育成を期した。**やがてその家塾は昌平坂学開所へと発展**し、幕府直轄の学校として、各地の藩校のモデルとなっていた。著作として、『春鑑抄』がある。

## テーマ2

# ▶ 日本教育史（大阪府 2020年）

### ◎ 近世の主な私塾

学問・学派	設立者	機関名	場所	特徴・キーワード
朱子学	林羅山	弘文館	江戸	◎後の昌平坂学問所
陽明学	中江藤樹	藤樹書院	近江	◎近江聖人
古学	伊藤仁斎	古義堂	京都	◎『童子問』
古学	荻生徂徠	護園塾	江戸	◎古文辞学
—	吉田松陰	松下村塾	萩	
—	広瀬淡窓	咸宜園	日田（大分）	◎三奪法（実力主義の導入）
国学	本居宣長	鈴（の）屋	松阪	◎『古事記伝』
洋学	シーボルト	鳴滝塾	長崎	
洋学	緒方洪庵	適（々斎）塾	大阪	◎門人に福澤諭吉

## テーマ2

# ▶ 日本教育史（大阪府 2020年）

### ◎ 江戸時代の主要人物

人名	事績	著書
貝原益軒	著作を通じた庶民への教化	『和俗童子訓』 『養生訓』
石田梅岩	<b>石門心学</b> ：町人の道德規範	『都鄙問答』
二宮尊徳	<b>報徳思想</b> ：荒廃した農村の再興	
塙保己一	国学者として、古代から江戸時代初期までに成った史書や文学作品を収めた『群書類従』を刊行	『群書類従』

## 日本国憲法

### ◎第26条（教育を受ける権利と受けさせる義務）

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

## テーマ3

# 日本教育史（北海道 2021年）

## 教育基本法（旧法）

### ◎第1条（教育の目的）

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、**真理**と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

### ◎（参考）現行の教育基本法第1条

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

## テーマ3

# 日本教育史（北海道 2021年）

ア 教育基本法において、男女は、互いに敬重し、協力し合わなければならないものであって、教育上男女の共学は認められなければならないとされた。

イ 明治五年学制頒布以来の大きな改革として、小学校から大学にまで及ぶ全学校体系が六・三・三・四制とされた。

ウ 学習指導要領が改訂され、人間性豊かな児童生徒を育てるとともに、ゆとりのあるしかも充実した学校生活を送れるようにすることとされた。

エ 最初の学習指導要領が刊行され、従来の修身（公民）、日本歴史及び地理を廃止し、新たに生活科が設けられた。

オ 学校教育法において、盲学校・聾学校・養護学校の制度を明らかにし、これを義務制とすることが定められた。

## テーマ3

# 日本教育史（北海道 2021年）

## 教育基本法（旧法）

### ◎第5条（男女共学）

男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

### ◎旧法第5条に相当する条文は現行法にはない

## テーマ1

# 日本教育史（東京都 2020年）

## 学習指導要領の変遷

### ◎ 1977（昭和52）年改訂

- ・ 「**ゆとり教育**」路線の導入：現代化路線への反省  
分量は少なくとも確実に自分のものにする方がよいという発想
- ・ 授業時数の1割削減：土曜日を半日にすることで削減

### ◎ 1989（平成1）年改訂

- ・ 「**新しい学力観**」（新学力観）の登場  
自ら学ぶ意欲や、思考力、判断力、表現力などを重視
- ・ 小学校第1・2学年に「**生活**」を導入
- ・ 高等学校の「**社会**」を「**地理歴史**」・「**公民**」に分割

## 特別支援学校への就学義務

### ◎ 1947（昭和22）年の学校教育法第22条

保護者（子女に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、後見人又は後見人の職務を行う者をいう。以下同じ。）は、子女の満六才に達した日の翌日以後における最初の学年の初から、満十二才に達した日の属する学年の終りまで、これを**小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校に就学させる義務**を負う。

【第39条で中学校相当の学校にも同様の規定】

### ◎ 養護学校の義務化は1979（昭和54）年より実施

盲学校・聾学校は1948（昭和23）年度より始まる（1956（昭和31）年度に完成）

義務教育への就学猶予、就学免除が原則的に廃止されることで実現